

【知って得する法律上の豆知識 その1】

テーマ：交通事故の賠償金が法改正で1.5倍に？

交通事故などで働けない状態になると、加害者は、被害者に対し、働けないことに対する賠償を支払わなければなりません。これを、逸失利益の賠償といいます。

たとえば、23歳の新入社員が事故で大怪我を負って重い後遺障害が残り、一生働けない状態になった場合、44年分の給料相当額を逸失利益として支払う必要があります（このほかに、慰謝料や付添看護費などの支払も必要です）。

ところで、44年分の給料相当額は、年収×44という単純な計算式で求めるわけではありません。事故に遭わなければ、将来44年間に分けて支払われていたはずのお金を、今一括でもらうわけですから、44年間の運用利益相当額を差し引きます。元金1に対し年*i*の利息が付く（年利100*i*%）として複利で運用できるものと仮定して運用利益を差し引くと、高校数学で習った等比級数の和の公式を用いて、*n*年分の給料相当額の現在価値は、 $\frac{1}{i}(1-\frac{1}{(1+i)^n})$ と求められます（大抵の弁護士は数学に弱いので一覧表を使いますが…）。この式で重要なポイントは、*n*の値をどんなに大きくしても、上記数式の演算結果は $\frac{1}{i}$ 未満となる（ $\frac{1}{i}$ に収束する）ことです。これはつまり、例えば利息を年5%とした場合、事故で30年働けなくなろうが、50年働けなくなろうが、逸失利益の損害賠償の額は決して「年収の20倍」には届かないということです。

さて、現行法では、この利率が年5%（固定利率）とされておりますが、実勢の金利に比べて高すぎるということで、このほど民法が改正され、この利率が変動利率となりました（施行当初は年3%とされることになっています。なお、施行日はまだ決まっておりません）。年3%の場合、逸失利益の損害賠償の理論上の上限値が「年収の33倍」に達しますので、特に若者について、これまでよりも賠償額が飛躍的に増加することになります。ただし、このことの裏返しとして、自動車保険

(任意保険)の保険料が増額されることも予想されます。

読者の皆様には、くれぐれも事故にはお気を付けください。 (終)